

伊勢崎市女性活躍職場環境づくり補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、男女共同参画社会の実現及び女性活躍推進に資することを目的に、女性が活躍できる職場環境を整備する市内で事業を営む中小企業者等及び個人事業主に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、伊勢崎市補助金等交付規則（平成17年伊勢崎市規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、規則の例による。ただし、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 別表第1に定めるものをいう。
- (2) 個人事業主 所得税法（昭和40年法律第33号）第229条の規定による開業の届出書を提出した者をいう。
- (3) 事業所 自らが事業の用に供する店舗、工場、事務所等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市税を滞納していない者であること。
- (2) 市内に事業所を有する中小企業者等又は個人事業主であること。
- (3) 日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）に定める農業、林業及び漁業に該当する事業を営む者でないこと。
- (4) 主たる事業の収入が、所得税法第27条第1項に規定する事業所得として計上される者であること。
- (5) 申請日時点で3月以上女性従業員を雇用し、継続して雇用する見込みがあること、又は個人事業主が女性であること。
- (6) 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人でないこと。
- (7) 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業を実施しよ

うとし、又は実施している者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する営業に係る事業
- (2) その他市長が適当でないと認める事業
（補助対象経費等）

第4条 補助事業等に係る経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第2に掲げるもの（市内に存する事業所に係るものに限る。）とし、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。この場合において、補助対象経費の合計額が3万円を超えないときは、補助の対象外とする。

2 補助事業等の実施期間は、補助金の交付決定日から市長が別に定める期日までとする。

3 補助対象経費の契約に係る事業者は、本市に事業所を有する法人又は本市に住所を有する個人事業主を優先するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの経費は、補助対象経費から除くものとする。

- (1) この補助金の交付決定以前に着手したもの
- (2) 国、県又は市が実施する他の補助制度の対象となるもの
（補助金額等）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額とし、50万円を上限とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 補助金の交付は、1事業者につき、1会計年度1回限りとする。

（申請書の様式等）

第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、その提出期間は市長が別に定める。

（申請書の添付書類）

第7条 規則第4条第2項第5号に規定する市長の定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支計画書（様式第3号）

- (3) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (4) 補助対象経費が工事費の場合にあっては、工事予定箇所の写真及び工事内容が確認できる設計書又は図面等の写し
- (5) 補助対象経費が備品購入費の場合にあっては、カタログ又は仕様書等の写し
- (6) 個人事業主にあっては現住所が記載された本人確認書類の写し、法人にあっては登記事項証明書の写し又は登記簿謄本の写し若しくは抄本の写し（申請日前3月以内に発行されたもの）
- (7) 個人事業主にあっては直近の確定申告書第1表の写し、法人にあっては直近の法人事業概況説明書の写し
- (8) 市税に滞納がないことを証明する書類（市税の完納証明書）
- (9) 実施地が市内に存在することが分かる書類（実施地の住所が記載されているウェブサイトを印刷したもの等）
- (10) 補助事業等が工事又は設置工事を伴う備品購入であって、申請者が事業所を賃借又は共有している場合にあっては、同意書（様式第4号）
- (11) その他市長が必要と認めるもの

2 規則第4条第2項第1号から第3号までに掲げる事項に係る書類の添付は、要しない。

（通知書の様式等）

第8条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 市長は、規則第5条第1項の審査等の結果、補助金を交付することが不相当と認めたときは、女性活躍職場環境づくり補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、申請をした者に通知するものとする。

（補助事業等の変更、中止又は廃止）

第9条 補助事業者等は、当該補助事業等の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、女性活躍職場環境づくり補助金補助事業等（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請について、様式第1号の申請書の添付書類に変更がある場合は、変更後の書類を添付しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請書の提出があった場合は、速やかに審査

し、適当と認めるときは、女性活躍職場環境づくり補助金補助事業等（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第8号）により、当該補助事業者等に通知するものとする。

（実績報告書の様式）

第10条 規則第13条の報告書の様式は、様式第9号のとおりとする。

（実績報告書の添付書類）

第11条 規則第13条の報告書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る請求書及び領収書又は支払を証明する書類の写し
- (2) 補助対象経費が工事費の場合にあっては、着工前、完成後の状況、設置場所等を示す写真等
- (3) 補助対象経費が備品購入費の場合にあっては、購入した備品、設置場所等を示す写真等
- (4) その他市長が必要と認めるもの

（実績報告書の提出時期）

第12条 規則第13条の報告書の提出時期は、補助事業等が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定日の属する年度の末日のいずれか早い日までとする。

（補助金額の確定通知）

第13条 規則第14条の規定に基づく補助金の額の確定通知の様式は、様式第10号のとおりとする。

（補助金の請求）

第14条 前条の通知を受けた補助事業者等は、補助金の交付を受けようとするときは、女性活躍職場環境づくり補助金交付請求書（様式第11号）により、市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第15条 規則第16条第4項において規則第7条を準用する場合における同条の通知書の様式は、様式第12号のとおりとする。

(補助金の返還)

第16条 規則第17条第1項の命令は、女性活躍職場環境づくり補助金返還命令書(様式第13号)により行うものとする。

(財産の管理)

第17条 補助事業者等は、補助事業等により取得した財産について、当該補助事業等の完了後も、女性活躍職場環境づくり補助金財産管理台帳(様式第14号)を備え、その保管状況を明らかにしなければならない。

(財産の処分の制限)

第18条 補助事業者等は、補助事業等の完了した日の属する会計年度の終了後5年を経過する日以前に、当該補助事業等により取得した財産を処分しようとするときは、あらかじめ、女性活躍職場環境づくり補助金に係る財産処分承認申請書(様式第15号)により、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をした補助事業者等に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付させることができる。

(書類の整備等)

第19条 補助事業者等は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(書類の経由)

第20条 規則及びこの要綱に基づき市長に提出する書類は、市民部人権課を経由しなければならない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

項目	対象											
中小企業者	業種	以下のいずれかを満たしていること。										
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th data-bbox="778 347 1121 407">資本金</th> <th data-bbox="1121 347 1453 407">従業員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="778 407 1121 656">製造業その他の業種(卸売業、小売業及びサービス業を除く。)</td> <td data-bbox="1121 407 1453 656">300,000,000円以下 300人以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="778 656 1121 779">卸売業</td> <td data-bbox="1121 656 1453 779">100,000,000円以下 100人以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="778 779 1121 902">小売業</td> <td data-bbox="1121 779 1453 902">50,000,000円以下 50人以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="778 902 1121 1025">サービス業</td> <td data-bbox="1121 902 1453 1025">50,000,000円以下 100人以下</td> </tr> </tbody> </table>	資本金	従業員数	製造業その他の業種(卸売業、小売業及びサービス業を除く。)	300,000,000円以下 300人以下	卸売業	100,000,000円以下 100人以下	小売業	50,000,000円以下 50人以下	サービス業	50,000,000円以下 100人以下
	資本金	従業員数										
	製造業その他の業種(卸売業、小売業及びサービス業を除く。)	300,000,000円以下 300人以下										
	卸売業	100,000,000円以下 100人以下										
小売業	50,000,000円以下 50人以下											
サービス業	50,000,000円以下 100人以下											
製造業その他の業種(卸売業、小売業及びサービス業を除く。)	300,000,000円以下	300人以下										
卸売業	100,000,000円以下	100人以下										
小売業	50,000,000円以下	50人以下										
サービス業	50,000,000円以下	100人以下										
<p>※業種の類型については、日本標準産業分類による。</p> <p>※次のいずれかに該当する「みなし大企業」は除く。</p> <p>(1) 発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人の所有に属している法人</p> <p>(2) 発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人</p> <p>※大規模法人とは、資本金の額若しくは出資金の額が100,000,000円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。</p>												
中小企業団体等	<p>(1) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立した事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会又は企業組合</p> <p>(2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づき設立した協業組合、商工組合又は商</p>											

	<p>工組合連合会</p> <p>(3) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づき設立した商店街振興組合又は商店街振興組合連合会</p>
その他中小企業等（会社法上の会社以外）	<p>会社法（平成17年法律第86号）上の会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び有限会社）以外の法人であり、かつ、従業員が300人以下のもの</p>

備考 従業員とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)に規定する常時使用する従業員であって、労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条の規定に基づくあらかじめ解雇の予告を必要とするものをいう。

別表第2（第4条関係）

補助対象経費	補助対象内容
工事費	<p>従業員が使用する男性用と女性用に区別された次の設備を新設又は改修するもの</p> <p>ア トイレ・ウォシュレット</p> <p>イ 休憩室</p> <p>ウ 更衣設備</p> <p>エ シャワー設備</p> <p>オ 洗面設備</p> <p>カ 個別ロッカー</p>
	<p>妊婦や子連れ出勤等の安全確保を目的とするスロープ、滑り止め等を新設又は改修するもの</p>
	<p>女性従業員の安全の確保を目的とする防犯カメラ又は外灯を新設又は改修するもの</p>
	<p>子育て応援のための職場環境の整備を目的とする従業員が使用する託児スペース、授乳スペース等を新設又は改修するもの</p>
	<p>女性特有の健康課題に配慮した職場環境の整備を目的とする生理用品ディスペンサー等を新設又は改修するもの</p>

	補助事業等の目的を達成する上で、その他市長が適当と認める経費
備品購入費	男性用、女性用の設置場所が配慮された更衣室付属品等を導入するもの
	子育て応援のための職場環境を改善するための従業員が使用する物品を導入するもの
	仕事を起因として生じた男女の家事負担を軽減する機器を導入するもの
	性差に配慮した執務用机等の導入など女性が安心して働ける環境を整備する物品や業務機材を導入するもの
	女性特有の健康課題に配慮した職場環境を整備するための物品を導入するもの
	補助事業等の目的を達成する上で、その他市長が適当と認める経費